

環境省が行う野鳥の高病原性鳥インフルエンザ調査について



今年も10月より環境省が死亡野鳥やガンカモ類の糞便を検体とした鳥インフルエンザウイルスの保有状況を検査します。



もし、野鳥等で鳥インフルエンザウイルスが確認された場合、養鶏場はどうなるの？

高病原性鳥インフルエンザウイルスの場合…

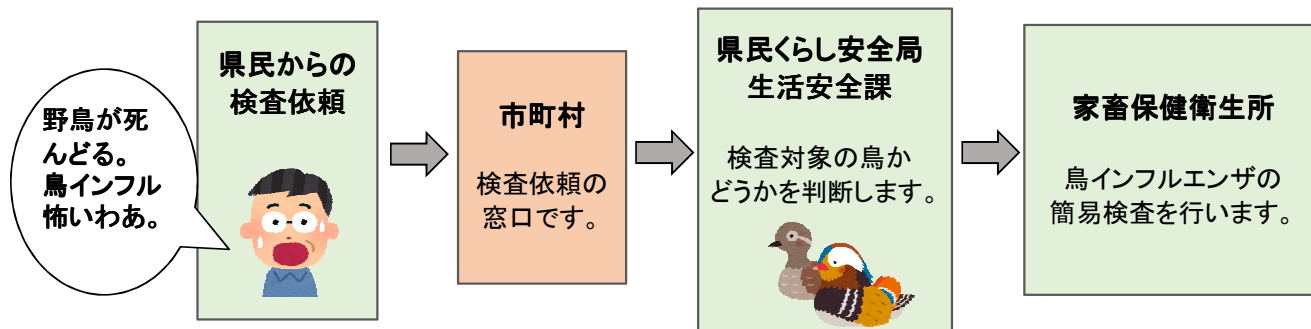
- ・当該鳥類を発見した場所の消毒
- ・通行制限及び遮断
- ・確認地点を中心とした半径3キロメートル以内にある養鶏場に対する速やかな立入検査と注意喚起及び健康観察の徹底を指導します。

低病原性鳥インフルエンザウイルスの場合…

- ・確認地点を中心とした半径1キロメートル以内にある養鶏場に対する注意喚起及び健康観察の徹底を指導します。



死亡野鳥等の高病原性鳥インフルエンザ検査体制について



県民から死亡野鳥に対する鳥インフルエンザ検査依頼があった場合は、各市町村が窓口となり、管轄の県民局等に連絡します。県民局等から連絡を受け県民くらし安全局生活安全課が、検査対象の鳥かどうか判断し、検査対象鳥であれば、管轄の家畜保健衛生所に鳥を搬送します。

家畜保健衛生所では、鳥インフルエンザの簡易検査を行います。

万一、鳥インフルエンザウイルスが陽性となった場合は、上記(環境省の検査で検出された場合)と同じ対応となります。

死亡野鳥の検査は専任の職員が行っていますので、死亡野鳥の検査後に養鶏場に立ち入ることはありません。

もうすぐ、渡り鳥の季節……鳥インフルの季節です！

異常家きんの早期発見，早期通報にご留意ください。

<連絡先> 徳島家畜保健衛生所 088-631-8950
阿南支所 0884-22-0304

関係者全員が一致協力し、高病原性鳥インフルエンザの発生防止に努めましょう！